

1か月児健康診査費助成のお知らせ

生後1か月ころの健診はお子さんの発育や発達をみるための大切な健診です。
加東市では、1か月児健康診査にかかる費用の一部を助成します。

○対象者

加東市に住民票があり、1か月児健康診査を受けた児の保護者

○対象期間

原則、出生後27日を超え、生後6週間に達しない乳児

○助成金額

上限6,000円（6,000円を超えた分は自己負担となります）

○健診内容

身体発育状況、栄養状態、疾病及び異常の有無など

○留意事項

- ※ 上記以外の保険適用費用（検査、治療、投薬等）については、助成対象外です
- ※ 事前に問診票を記入し、1か月児健康診査時に病院へ提出してください
- ※ 健診結果は出産後の子育て支援につなげるため、医療機関から市へ報告されますのでご了承ください

○利用方法

1. 県内の協力機関で受診する場合

「1か月児健康診査費用助成券」を医療機関に提出してください

※ 一部利用できない医療機関もあります

2. 県外の医療機関や協力医療機関以外で受診された場合

償還払いの手続きが必要です。以下の手続きに必要なものを持参し、
加東市子育てスマイルセンター（健康課）までお越しください

- ・ 母子健康手帳
- ・ 1か月児健康診査費用助成券
- ・ 1か月児健康診査問診票
- ・ 1か月児健康診査費用の領収書（原本）と明細書
- ・ 振込先口座番号がわかるもの

☆市外へ転出された場合は、助成券は利用できませんので
健康課まで返却してください



【お問い合わせ先】
加東市子育てスマイルセンター
（市役所2階 健康課）
☎0795-43-0432